

一般社団法人 日本臨床検査学教育協議会  
令和5年度第5回理事会 議事録

日時：令和6年4月1日（月）

場所：メール審議

出席理事：坂本秀生(理事長)、三善英知、山藤 賢、中前雅美、市野直浩、小野川 傑、三浦昌人、松田洋和、吉田祥子、井口文子、大瀧博文、松林こずえ、野島順三、石井直仁、關谷暁子、多田達史、山口聡、勝田 仁、高崎昭彦、富山智香子

出席監事：伊藤昭三、上原昭浩

配布資料一覧

- ・第1回～第3回能登半島地震に関わる奨学金委員会の議事録
- ・奨学金支給案

### 審議事項

能登半島地震に関わる奨学金委員会の協議事項を受け、奨学金規定（内規）第4条、第5条に基づき、奨学金委員会の協議結果を理事会で審議を行った。

奨学金規定（内規）抜粋

第4条 奨学金の受給者の決定は、奨学金委員会における協議に基づき、理事会の議を経て行う。

第5条 奨学金の支給方法等については、奨学金委員会における協議に基づき、理事会の議を経て行う。

審議の結果、以下が承認された。

## 1. 奨学金額の決定

罹災状況に応じた奨学の支給額を以下の通りとする。

準半壊に至らない	¥50,000
半壊	¥100,000
大規模半壊	¥150,000
全壊	¥200,000

## 2. 奨学金基金の設立

日本臨床検査同学院より被災学生への奨学金として25万円の寄付を頂けることになった。

申請者のうち1名は自宅被災状況の写真を提供頂き、罹災は確認できるが罹災証明書の発行がまだ無く、罹災状況は確定出来ない。

そこで、罹災状況が全壊とした際の額を元に、奨学金総額が50万円となることから、本会から25万を支出し50万円を奨学金基金とする。

## 3. 奨学金の支給時期

奨学金規定（内規）第4条に基づき、奨学金委員会の協議結果を理事会で審議を経た後に支給する。

なお、罹災証明書の発行が遅れているなどの理由により、締切までに提出が間に合わない場合は罹災証明書の写しが届き次第、罹災状況に応じた支給額を支給する。

## 4. 奨学金の支給方法

申請時に銀行振込情報を受けており、指定口座への振込とする。

なお、奨学金支給に当たり収集した個人情報は、本事業終了後に事務局が責任をもって破棄する。

令和6年4月2日

代表理事(理事長) 坂本秀生 印